

平成29年度 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園運営懇談会(第21回)議事次第

平成30年3月12日(月)
13:30~15:30
管理棟2階会議室

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議 事

- (1) 第4期中期目標について
- (2) 平成30年度予算(案)について
- (3) 国立のぞみの園在り方検討会について
- (4) 利用者生活環境の改善について
- (5) 発達障害者支援に関する取組について
- (6) 就労支援事業について
- (7) 診療所の運営状況について
- (8) 地域との交流

4 閉 会

<配付資料>

○座席表

○委員名簿

資料1-1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標
(第4期)新旧対照表

資料1-2 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第4期中期目標の概
要

資料2 国立のぞみの園予算状況

資料3 (独) 国立のぞみの園の在り方検討会－報告書－

資料4 屋上等防水整備その他工事

資料5 発達障害者支援に関する取組について

資料6 就労支援事業について

資料7 診療所の運営状況について

資料8 地域との交流

1. 第15回のぞみふれあいフェスティバル

2. のぞみの園ふれあいゾーンに「香りの樹木園」を整備しています

3. のぞみの園イルミネーションについて

国立のぞみの園運営懇談会（配席表）〔平成30年3月12日〕

〔管理棟2階会議室〕

柳澤委員	●	松本委員	●	松田委員	●	中川委員	●	関委員	●	加藤委員	●
渥美 オブザーバー											
三輪看護課長											
大須賀 総務課長											
尾澤委員											
板橋委員											
原田事業企画 部長											
古澤生活支援 部長											
小林地域支援 部長											
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉原事業 企画局長	瀬川参与	深代理事	遠藤理事長	浅田理事	櫻井施設 事業局長						

国立のぞみの園運営懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
板 橋 俊 幸	弁護士法人龍馬 ぐんま事務所
尾 澤 正 俊	医療法人社団千栄会昭和病院院長
加 藤 有 騎	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター所長
関 良 一	国立のぞみの園保護者会会長
田 村 洋 子	高崎市福祉部長
中 川 隆	社会福祉法人はるな郷 総合支援部長
松 田 直	高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科教授
松 本 源 治	乗附地区区長会長
柳 澤 昭 子	通所利用者の保護者

(オブザーバー)

渥 美 友 徳	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室長補佐
---------	-------------------------------

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（第 4 期）新旧対照表

中期目標（第 4 期案）	中期目標（第 3 期）
独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。） が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成 30 年 3 月 1 日 厚生労働大臣 加藤 勝信 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割 <u>我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積している。また、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）により、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指している。</u> <u>また、平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）が改正され、障害者が望む地域生活の実現や職場への定着を図るとともに、障害者の高齢化、障害児支援のニーズの多様化への対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められている。</u> <u>こうした状況の中、重度の知的障害者に対する支援については、のぞみの園において自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行う他、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の</u>	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。） が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成 25 年 3 月 1 日 厚生労働大臣 田村 憲久

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
<u>知的障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを行っているところである。</u> <u>第4期中期目標期間においては、国が独立行政法人に実施させべき業務に特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、より一層、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を効果的かつ効率的に実施するものとする。</u> <u>なお、中長期的な業務運営の在り方については、平成30年に取りまとめられた「国立のぞみの園の在り方検討会報告書」を踏まえ、関係機関と協議の上、具体化を図ること。このため、第4期中期目標期間においては、本検討会の報告書との整合性を図りながら業務を運営すること。</u> <u>（別添）政策体系図及び一定の事業等のまとめ</u> 第2 中期目標の期間 <u>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</u> 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <u>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</u> 1 自立支援のための取組	※第3期の第2、第3の順序を変更して記載 第1 中期目標の期間 <u>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。</u> 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <u>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</u> 1 自立支援のための取組

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
<u>障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。</u> (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第3期中期目標終了時（平成30年3月31日）と比較して、14％縮減すること。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。 〈重要度：高、難易度：高とした考え方〉 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することとは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。 ・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成29年4月1日現在）の平均年齢は、65.4歳、平均入所期間は、40.7年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることがから、難易度が高い目標である。 (2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を实践すること。支援にあ	(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時（平成25年3月31日）と比較して、16％縮減すること。 (2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を实践すること。

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
たつては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、<u>医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。</u> （3）引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。 〈重要度：高、難易度：高〉 ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱え	特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践すること。 （3）今後の新たな施設入所利用者の受入下記の①と②に特化したものとする。 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
<u>ているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。</u> ※発達障害児・者支援については、「5 その他の業務」で記載 <u>(4) 上記（1）から（3）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組むこと。</u> <u>(5) 評価における指標</u> <u>自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。</u> ① <u>地域移行者数を毎年度5人以上とする。（平成28年度実績値5人）</u> ② <u>地域生活体験（宿泊体験、日中体験）の実施日数を毎年度延べ200日以上と</u>	(4) 発達障害児・者支援の二一ズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。 (5) 平成25年4月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとする。 (6) 上記（1）から（5）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組むこと。

中期目標（第3期）	中期目標（第4期案）
	する。(平成28年度実績値194日) ③ <u>保護者懇談会等での説明回数</u>を各費毎年度1回以上とする。(平成28年度実績値1回) ④ <u>著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを78人まで拡充する。</u>(平成25年度～28年度の実績値11人) ⑤ <u>矯正施設を退所した知的障害者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを35人まで拡充する。</u>(平成25年度～28年度の実績値16人) ⑥ <u>著しい行動障害等を有する者について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を100%とする。</u>(平成28年度実績値100%) ⑦ <u>矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから2年以内に地域移行した割合を100%とする。</u>(平成28年度実績値100%) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ <u>地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。</u> ・ <u>地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成28年度実績値以上を指標とする。</u> ・ <u>地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成28年度実績値を指標とする。</u> ・ <u>著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第4期中期目</u>

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
標期間の施設入所利用者数を拡充するとともに、拡充を図る指標として施設入所利用者の受入数を指標として採用する。 ・ 著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標として採用する。 2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマの設定 知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィードバックを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国的知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。 (2) 調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受けること。 (3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会	2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ等 重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。 (2) 調査・研究の実施体制等 調査・研究の基本的な方針や内容について、大学や関係機関等との連携・協力をを行うことで、充実を図ること。 (3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種研究会

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。 〈重要度：高〉 ・ <u>のぞみの園の園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。</u> （4）評価における指標 <u>調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。</u> ① <u>研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。</u> (平成25年度～28年度の実績平均値2回) ② <u>外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。</u> (平成25年度～28年度実績平均値3.8テーマ) ③ <u>ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。</u> ④ <u>各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。</u> (平成25年度～28年度の実績平均値21.5回) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ <u>調査・研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。</u> ・ <u>研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。</u>	等の活用を通して、積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
・ 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の発表回数を指標として採用する。 ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成29年度実績を指標とする。 (平成29年9月からカウントしているため、平成29年9月から11月の平均アクセス件数(月1,677件)をもとに水準を設定。) ・ 各種学会等における成果の発表回数について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。
○ 評価における指標 養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。(平成29年度実績(見込み)10回) ② 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値72.6%) ③ 実習生の受入れを毎年度150人以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値)	

中期目標（第４期案）	中期目標（第３期）
均値 184 人) ④ ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 1,218 人) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。 ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、平成 29 年度実績（見込み）に基づいて成果が期待できる指標とする。 ・ 研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。 ・ 実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。 ・ ボランティアの受入れについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基
4 援助・助言	4 援助・助言
重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基	重度知的障害者の地域移行、障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるとなる内容とすること。また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。 〈重要度：高〉 ・ <u>全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。</u> ○ 評価における指標 援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① <u>全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度350件以上とする。（平成25年度～28年度の実績平均値322件）</u> ② <u>のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度130件以上とする。（平成25年度～28年度の実績平均値130件）</u> 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ <u>全国の知的障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。</u> ・ <u>援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第3期中期目標期間で達成</u>	等、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあつるものとすること。また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 5 その他の業務 1から4に附帯する以下の各種業務を行うこと。 （1）診療所の運営を行うこと。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意すること。 また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。 （2）発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。 （3）地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。 6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。
※提供するサービスに対する第三者からの意見等を聴取する場の確保は「第6 その他業務運営に関する重要事項」に記載 第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする	第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
る。 1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 ※内部統制に関する記載は、「第6 その他業務運営に関する重要事項」に記載	る。 1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの国の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行うことにより、全体として人員・コストを縮減すること。 また、整理合理化計画、見直しの基本方針及び勧告の方向性等を踏まえた給与水準の適正化等について、引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 (2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 整理合理化計画及び勧告の方向性等に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、<u>中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度）と比べて10%以上節減すること。</u> なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。 3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ① 「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ② <u>毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。</u>	図るため、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ること。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするとすること。 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、<u>中期目標期間の最終年度（平成29年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比べて16%以上節減すること。</u> なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。 3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ① 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、のぞみの園において策定した「<u>調達等合理化計画</u>」の取組を着実に実施すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行

中期目標（第4期案）	中期目標（第3期）
③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。 第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、<u>50%以上</u>にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。 第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。	う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、<u>40%以上</u>にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。 第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。

中期目標（第４期案）	中期目標（第３期）
2 <u>内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。</u> 3 <u>情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。</u> 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	2 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第4期中期目標の概要

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 自立支援のための取組

(1) 地域移行の推進【重要度（高）、難易度（高）】

重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。

- （目標）
- ・ 施設入所利用者数について、第3期中期目標期間末と比較して、14%縮減する。（第3期：16%）
 - ・ 地域移行者数を毎年度5人以上とする。（第3期：5人）

(2) 高齢知的入所者への支援

高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多ことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。

(3) 有期入所利用者の受け入れ【重要度（高）、難易度（高）】

引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者について、モデル的支援を行う。

- （目標）
- ・ 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしていた知的障害者について第4期中期目標期間の受け入れを78人まで拡充する。（第3期：毎年度2人）
 - ・ 矯正施設を退所した知的障害者数について第4期中期目標期間の受け入れを35人まで拡充する。（第3期：毎年度5人程度）

2 調査・研究【重要度（高）】

知的障害・発達障害に関する国の政策課題等について、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、調査・研究を行い、その成果については、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう積極的な情報発信を行う。

（目標）

- ・ 研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。（第3期：2回）
- ・ 外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。（第3期：3テーマ）
- ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。（新規）
- ・ 各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。（第3期：12回）

3 養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。

（目標）

- ・ 研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。（第3期：9回）
- ・ 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。（第3期：80%以上）
- ・ 実習生の受入れを毎年度150人以上とする。（第3期：150人程度）
- ・ ボランティアの受入れを毎年度1,250人以上とする。（第3期：1,000人程度）

4 援助・助言【重要度（高）】

重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う。また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。

（目標）

- ・ 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度350件以上とする。（第3期：150件程度）
- ・ のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度130件以上とする。（第3期：100件程度）

5 その他の業務

1から4に附帯する以下の各種業務を行う。

(1) 診療所の運営

運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、経営改善に資するため、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施する。

(2) 発達障害児・者の支援

支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。

(3) 地域の障害者に対する支援

地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。

第4 業務運営の効率化に関する事項

・業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度末）と比べて10%以上節減する。（第3期：16%）なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。

・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。

・契約については、原則として一般競争入札によるものとし、引き続き随意契約の適正化を推進する

第5 財務内容の改善に関する事項

自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。（第3期：40%）

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備や改修等

2 内部統制強化への取組

3 情報セキュリティ対策の強化

4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保

国立のぞみの園予算状況

(単位:百万円)

項 目	平成29年度 当初予算①	平成30年度 予算案②	増 減 (②-①)
運営費交付金	995	1,463	468
うち退職手当を除く	897	1,298	401
うち退職手当	98	165	67
事業収入	1,558	1,528	▲ 30
介護給付費・訓練等 給付費等			
診療収入	104	118	14
実習生等受入負担金	66	69	3
収入 計	2,723	3,178	455
支出の部			
役員及び管理部門に 係る人件費	202	199	▲ 3
一般管理費	63	63	0
業務経費	2,458	2,916	458
支出 計	2,723	3,178	455
収 支 差	0	0	0

○平成30年度運営費交付金の増額理由:平成28年度決算にて計上した積立金を平成29年度経費として精算した額の見
合い分※平成28年度積立金505百万円。

(独) 国立のぞみの園の在り方検討会
— 報告書 —

平成 30 年 2 月 27 日

目 次

はじめに	1
I 国立のぞみの園の現状	2
1 入所者の状況	
2 財務の状況	
3 建物の状況	
4 運営の状況	
II 基本的な在り方	5
1 国立のぞみの園の役割	
2 運営主体	
III 事業内容	6
1 旧法人時代からの入所者に係る支援	
2 有期入所者に係る支援	
3 調査・研究、養成・研修及び援助・助言	
4 附帯業務	
IV 業務運営	9
1 経営改善	
2 実施場所	
3 老朽化した建物	
V スケジュール	11
開催状況	12
構成員名簿	13
参考資料	

(独) 国立のぞみの園に関する調査結果

平成 29 年 10 月 23 日 (独) 国立のぞみの園の経営等に関する調査研究作業チーム

はじめに

- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下、「国立のぞみの園」という。）は、昭和 46 年 4 月に現法人の前身である特殊法人心身障害者福祉協会が、「国立コロニーのぞみの園」として開設し、重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設として位置づけられた。
- その後、平成 15 年 10 月に国立コロニーのぞみの園の組織形態が特殊法人から独立行政法人に移行され、国立のぞみの園の施設機能と運営は、知的障害者の地域生活の支援、自立や社会参加の促進など、時代のニーズに合致したものに大きく転換した。
- 国立のぞみの園は、これまでの間、入所者の地域移行を推進するとともに、重度知的障害者のモデル的支援の実施とその研究成果を全国の障害者支援施設等へ情報発信を行い、知的障害者の福祉の向上に貢献してきた。
- しかしながら、高齢化等により地域移行が困難になりつつある利用者の処遇や今後の事業展開、財政の問題、施設の老朽化など近年の国立のぞみの園を取り巻く状況が大きく変化してきている。
- このため、国立のぞみの園の中長期的な運営方針を検討する場として、平成 29 年 5 月に本検討会を設置し、これまで計 5 回にわたり議論を重ねてきたところであるが、今般、以下のとおり検討結果を取りまとめたので報告する。

I 国立のぞみの園の現状

1 入所者の状況

- 国立のぞみの園の入所者数は、平成 15 年度末の 496 人から平成 28 年度末の 238 人に減少し、開設当初の半数以下となっている。

このうち、旧法人時代（平成 15 年 10 月の独立行政法人化以前。以下同じ。）の入所者数は平成 29 年 4 月 1 日現在 224 人であり、平均年齢は、65.4 歳、平均障害支援区分は 5.9 となっている。

また、65 歳以上の入所者数は 130 人で、全体の 58%を占めている。
このように、入所者の重度化・高齢化が進んでいる状況にあり、今後もその傾向が進むものと予想される。

- 一方、著しい行動障害等を有する者及び矯正施設を退所した知的障害者については、現在、有期で 15 人を受け入れており、平均年齢は 29.5 歳、平均障害支援区分は 5.2 となっている。

2 財務の状況

- 財務の状況をみると、事業経費は、平成 16 年度の 4,225 百万円から平成 28 年度の 3,178 百万円となり、1,047 百万円の減、事業収入は、1,704 百万円から 1,808 百万円となり、104 百万円の増、運営費交付金は、2,315 百万円から 1,200 百万円となり、1,115 百万円の減となっている。

このように、平成 15 年 10 月の独法化以降、地域移行の推進などによる入所者の減少により、事業経費、運営費交付金も減少となっている。

※事業経費、運営費交付金は、退職手当支給額を除いたもの

3 建物の状況

- 国立のぞみの園の敷地総面積は、約 230 ヘクタール（約 70 万坪）となっており、広大な土地には、入所者の生活の本拠地である各生活寮、

作業や訓練等のための就労・活動支援棟、治療訓練棟、診療所等があり、利用者の支援にあたっている。その他、総務部事務所、事業企画部事務所、文化センターなどがある。

これらの建物の多くは、老朽化しており、残りの耐用年数が5年未満の建物、耐用年数を超過している建物が多い。

4 運営の状況

(1) 新規入所の停止

- 平成15年10月に組織形態を特殊法人から独立行政法人に移行する際、それに先立ち、同年8月に取りまとめられた「国立コロニー独立行政法人化検討委員会」報告書において、「今後、新たな入所者を受け入れないことを基本とし、現在の入所者については、地域への移行を進めていかなければならない」とされたことから、今後、新たな入所者は受け入れないこととなった。

(2) 地域移行の推進

- 独立行政法人に移行した当時、知的障害者福祉行政は、ノーマライゼーションの理念に基づき、知的障害者の地域生活を支援し、知的障害者の自立や社会参加の促進を基本的方向とすることが求められていた。このため、国立のぞみの園の施設機能と運営も、こうした時代の要請に応じることができるよう早急に転換していく必要があった。
- また、前述の報告書においても地域移行の推進が提起されたことから、国立のぞみの園においては、重度知的障害者の地域への移行に向けたモデル的な処遇を行うこととし、入所者の地域移行を積極的に推進することとなった。その結果、独立行政法人化以降、平成29年3月末時点で、170名が地域移行している。

(3) 有期入所者の受入

- 国立のぞみの園は、これまで培ってきた福祉と医療との連携による支援の専門性を活用して、重い障害がある人の地域生活を支えるモデル的な支援に取り組むこととし、平成 23 年度から、著しい行動障害のために地域での生活に様々な困難を抱える知的障害者を有期限で受け入れ、その支援の在り方の検討と支援方法の開発に取り組んでいる。
- また、平成 20 年度から、家族や生活環境などの要因で罪を犯し、矯正施設を退所後に地域生活を行うことが難しい知的障害者を有期限で受け入れている。

(4) 診療所の機能を活かした支援

- 診療所は、入所者をはじめ地域で生活する知的障害者や発達障害児・者が安心して受診できる医療機関として、医療スタッフと設備等を確保し、医療サービスの提供を行っている。
- 具体的には、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行っており、入院病棟では 13 床の病床を整備し、入所者の疾病等の際に使用している。
一方、地域の知的障害者等に対しても診療を行っており、平成 28 年度の外来患者の受入件数は 5,845 件となっている。

(5) 支援の実践を踏まえた調査・研究

- 調査・研究については、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するテーマを設定して、その成果が全国の障害者支援施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めている。

- また、これまで培ってきた福祉と医療の連携による支援の専門性を活用して、重い障害がある人の地域生活を支えるため、国立のぞみの園のフィールドを活かした実践結果をまとめた調査・研究を実施している。

Ⅱ 基本的な在り方

1 国立のぞみの園の役割

- 国立のぞみの園は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第3条により、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とされている。

- 障害者の高齢化や重度化、地域生活への移行を希望する障害者の増加など障害保健福祉施策を取り巻く環境の変化を見据えながら、国立のぞみの園に求められる役割を考える必要がある。

このため、国立のぞみの園は、全国の施設での取組状況を把握し、それを踏まえて、国として実施すべき事業に重点を絞って、役割を担うべきである。

- 障害者の高齢化や重度化が進行する中、地域移行という視点を重視しつつ、要請に応えていくべきである。

また、旧法人時代からの入所者については、入所に至った経緯や現状を踏まえ本人や家族の不安が生じぬよう、国として最後まで責任をもって支援するというメッセージを発信する必要がある。

- また、著しい行動障害を有する者をグループホームで適切にケアする事例が存在することを考慮する必要がある。

- 一方、先導的な取組を行うに当たっては、支援方法、人材、職員配置、財源等も含めた経営のモデルとなる必要がある。

今後、従来の実施方法を検証し、支援方法、職員配置、財源等について、全国の施設で実践可能となるようにすべきである。

2 運営主体

- 平成 15 年 10 月に国立コロニーのぞみの園の組織形態が特殊法人から独立行政法人に移行されて以降、国立のぞみの園が独立行政法人として行ってきた業務については、政策的な意味がある一方、社会環境等の変化に伴って見直していくべき部分もあると言える。

また、自治体等から民間へ実施主体を移行した事例が存在することを考慮する必要がある。

以上のことを踏まえて、運営主体について、独立行政法人がよいのか、検討する必要がある。

- 以下の「Ⅲ 事業内容」で検討した結果、実施すべきとされた事業を担うにふさわしい主体となるよう見直しを行うべきである。その際、障害者総合支援法の施行により障害福祉サービスが全国的に普及している状況も踏まえた検討を行うべきである。

Ⅲ 事業内容

1 旧法人時代からの入所者に係る支援

- 平成 15 年 10 月に独立行政法人に移行した際、政策目標が定められ、入所者の地域移行を進め入所者の減少を目指すこととなったため、現在、新たな入所は受け入れていない。

- また、これまでの地域移行者数は、平成 29 年 3 月末の時点で 170 名であるが、第 1 期中期目標期間（平成 15 年度～平成 19 年度）で 44 名、

第2期中期目標期間（平成20年度～平成24年度）で106名、第3期中期目標期間（平成25年度～平成28年度）で20名となっており、近年、地域移行者数が減少している状況にある。

- しかしながら、国が定める障害福祉計画の基本指針において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」が定められていることから、今後も更に、地域移行を推進する必要がある。
- このため、今後は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定で新設が予定される重度の障害者への支援を可能とするグループホームや特別養護老人ホームなど、これまで移行先としてこなかった選択肢を提示しながら、引き続き、地域移行を推進していくべきである。
- また、今後、地域移行を大きく進めていく中で、社会福祉法人等が役割を担えるか検討するべきである。
- 高齢化が進み、常時医療的ケアが必要な者については、その支援の在り方について、検討する必要がある。

2 有期入所者に係る支援

- 国立のぞみの園は、①著しい行動障害等を有する者、②矯正施設を退所した知的障害者について、有期での入所支援を実施しており、平成28年度までに、著しい行動障害等を有する者については15人、矯正施設を退所した知的障害者については、32人をそれぞれ受け入れてきた。
- 著しい行動障害等を有する者については、常に数十名の待機者がおり、その対応は大きな課題となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者については、刑期が不明確なことから待機は発生しないが、入所の要望・相談が恒常的に寄せられている状況である。

○ このような状況から、著しい行動障害等を有する者、矯正施設を退所した知的障害者については、国立のぞみの園において、引き続き支援を行う必要があるが、全国の施設の支援の状況を踏まえて、支援の在り方を検討すべきである。

○ また、これらの取組みは全国的な規模で普遍化されることが必要である。このため、これらの利用者に関わる国立のぞみの園における実践についての調査研究の結果を積極的に発信することが望まれる。

3 調査・研究、養成・研修及び援助・助言

○ 調査・研究については、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえて、テーマを設定するとともに、これまで培ってきた福祉と医療の連携による支援の専門性を活用し、国立のぞみの園のフィールドを活かした調査研究を実施してきた。

○ また、養成・研修については、全国の障害者支援施設従事者等を対象に、国の政策課題や全国の障害者支援施設等において関心の高いテーマを取り上げ、研修会やセミナーを開催してきた。養成・研修の成果等については、全国の障害者支援施設等で活用されるよう、実効性のあるものにするため、内容等を具体的に設定し、成果等を発表する機会を設けてきた。

○ さらに、援助・助言については、全国の障害者支援施設等の求めに応じ、行動障害の支援や矯正施設を退所した知的障害者の支援等について、国立のぞみの園の専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、援助・助言を実施してきた。

- 国立のぞみの園のフィールドを活かした支援の実践成果を全国に発信するため、引き続き、調査・研究、養成・研修及び援助・助言を実施すべきである。
- また、調査研究の方法として、全国の先駆的实践を集約しネットワーク化を図ることも検討すべきである。

4 附帯業務

- 上記 1～3 に関連する事業として、①診療所、②生活介護、③自立訓練、④就労移行支援、⑤就労継続支援 B 型、⑥多機能型（就労移行支援、就労継続支援 B 型）、⑦共同生活援助、⑧短期入所、⑨児童発達支援、⑩保育所等訪問支援、⑪放課後等デイサービス、⑫相談支援（受託事業）、⑬日中一時支援（受託事業）、を実施している。
- 今後、事業の効率化を図るため、国として役割を果たすべき事業について具体的なニーズの把握に努めたうえで、本体事業との関連の薄い附帯事業については、国で行うべき事業との関係から縮小、廃止及び移譲を含めて抜本的に検討すべきである。
- また、国立のぞみの園の診療所は、入所者に必要な医療を提供し、支援の質を高めていることから、「Ⅲ事業内容」の 1 及び 2 と密接に関連すべき機能として捉えるべきである。

IV 業務運営

1 経営改善

- （独）国立のぞみの園の経営等に関する調査研究作業チームが取りまとめた調査結果の将来の見通し（図表 16-2）によると、事業収入は平成 28 年の 1,808 百万円から平成 34 年には 1,479 百万円となり、329 百

万円の減収となることが見込まれている。また、この傾向は入所者の減少に伴い、今後も継続することが見込まれ、中長期的に運営を維持することが困難になりつつあることから、事業内容、運営体制等の見直しが必要である。

- また、重度知的障害者（高齢知的障害者含む）への対応は、全国の知的障害者施設に共通する普遍的な課題であり、そうしたことを踏まえて経営の効率化を具体的に検討すべきである。
- その際、これらの検討については、第4期中期目標期間の早期から、運営部門別の収支項目についての分析を行いつつ、人員体制や雇用管理の在り方を含め、早急に実施すべきである。

2 実施場所

- 国立のぞみの園は、昭和46年の開園当初から現在の高崎市にあり、最寄りのJR高崎駅から西へ約5kmに位置し、車で約15分の距離にある。
また、総面積約230ヘクタールからなる広大な敷地は、高崎市を臨む丘陵地にあり、起伏が激しく、市街地から孤立し地域に溶け込んだ場所とは言い難い。
- 入所者が地域移行などにより開園当初から半分以下となった状況や地域移行の理念、共生社会の実現等を踏まえ、現在よりも、より身近な地域で運営すべきであり、その方策については引き続き検討する必要がある。

3 老朽化した建物

- 建物については、建築年数によって建替の必要度は異なるが、全58件のうち9件が既に耐用年数を超過しているほか、24件が10年以内に耐用年数を超過する見込みである。

- このため、老朽化した建物については、今後の利用者数の見込みや入所者の処遇に相応しい設備のあり方や実施場所等を総合的に勘案した上で、未使用の建物の処分を計画的に策定すべきである。

V スケジュール

- 国立のぞみの園は、現在、平成 25 年 3 月に定めた第 3 期中期目標（平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに達成すべき業務運営に関する目標）に基づき、運営している。
- 第 4 期中期目標（平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日までの目標）については、平成 29 年度中に策定することとなっている。
- 今後は、本報告書を踏まえた上、第 4 期において、地域移行の更なる推進、運営費交付金の削減などを行っていくべきである。
- さらに、以下の事項については、厚生労働省と国立のぞみの園で協議し、第 4 期の早期に着手すべきである。
 - ・ 収支分析を行いつつ、人員体制、雇用管理の在り方及び事業内容の検討
 - ・ 運営主体、実施場所等、中長期的在り方についての具体化

(独) 国立のぞみの園の在り方検討会 開催状況

○ 第1回

- ・日時 平成 29 年 5 月 24 日(水) 13:00-15:00
- ・議事 (1) (独)国立のぞみの園の在り方検討会の開催について
(2) (独)国立のぞみの園の現状と特色について
(3) その他

○ 第2回

- ・日時 平成 29 年 7 月 31 日(月) 14:00-16:00
- ・議事 (1) 事例発表について
(2) 前回の議論を踏まえた課題の整理について
(3) その他

○ 第3回

- ・日時 平成 29 年 10 月 23 日(月) 13:30-15:30
- ・議事 (1) (独)国立のぞみの園に関する調査結果について
(2) その他

○ 第4回

- ・日時 平成 29 年 12 月 18 日(月) 10:00-12:00
- ・議事 (1) 現状・課題及び論点(案)について
(2) その他

○ 第5回

- ・日時 平成 30 年 2 月 27 日(火) 13:30-15:30
- ・議事 (1) 「(独)国立のぞみの園の在り方検討会」報告書(案)について
(2) その他

(独) 国立のぞみの園の在り方検討会 構成員名簿

石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科 教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
菊地 達美	日本知的障害者福祉協会 副会長
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー（旧滋賀県社会福祉事業団）理事長
小林 啓一	群馬県健康福祉部 障害政策課長
佐々木桃子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
◎佐藤 進	埼玉県立大学 名誉教授
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター 参事

(オブザーバー)

遠藤 浩	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長
------	---------------------------------

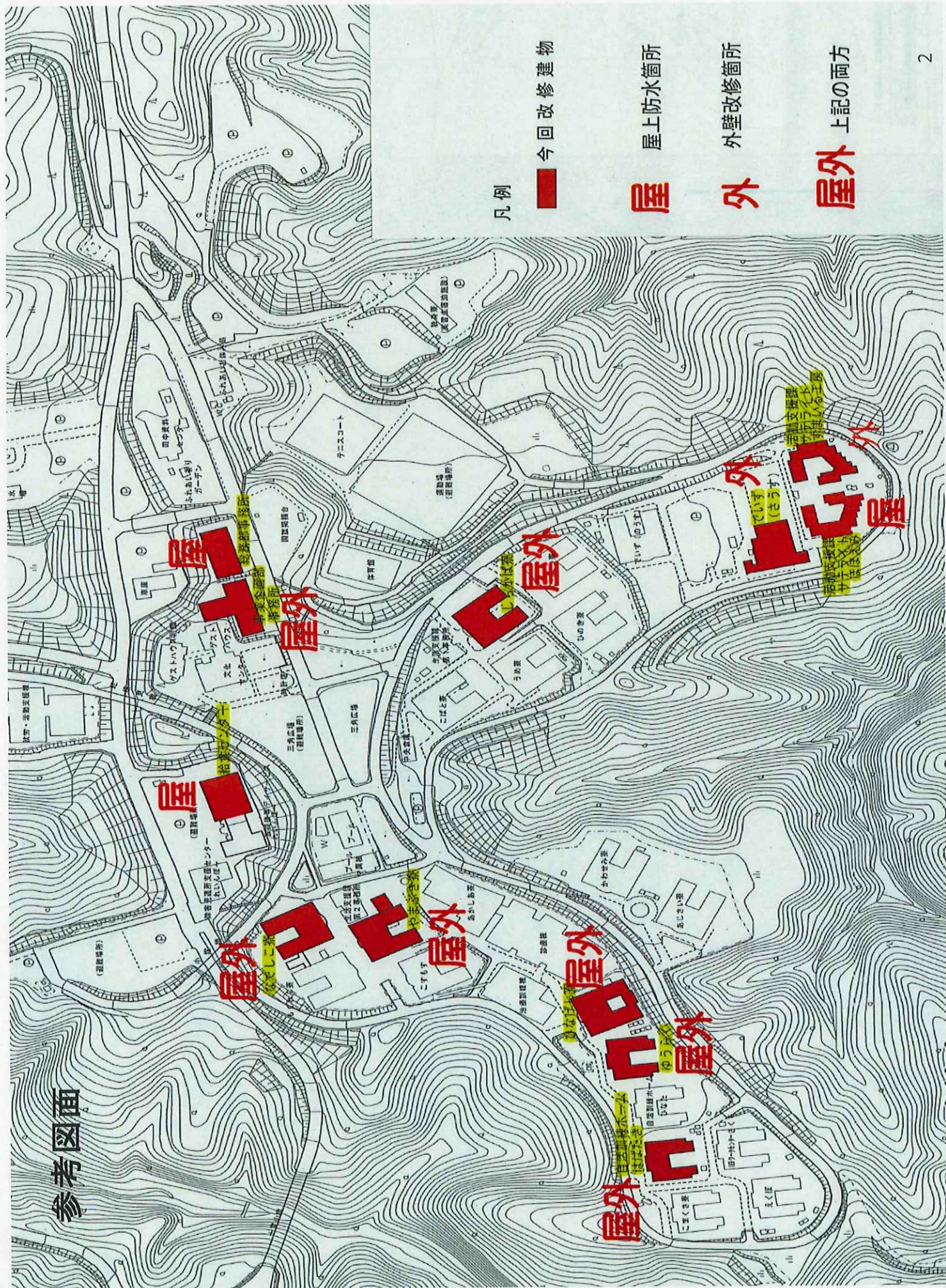
(五十音順、敬称略、◎は座長)

屋上等防水整備その他工事

(老朽化のための建物外部改修)

1. 工 期 平成30年1月29日～平成30年3月30日 予定
2. 屋根防水及び外壁の劣化による雨漏れの発生
建築後10年以上経過した建物は、常に風雨にさらされている屋根や外壁の老朽化が進んでいます。〈防水の亀裂、外壁のひび割れ、モルタルの剥離及び落下、金物類の錆〉
3. 雨漏れに伴う衛生環境の悪化
雨漏れによりカビなど雑菌の繁殖が進み、建物内の衛生環境の悪化が懸念されます。また、内装材や照明器具の劣化を促進させ寿命を更に短くします。
4. 改修方法
利用者への生活環境（特に騒音等への）対策として、塗膜防水工事を採用しました。また、外壁仕上がりはアイボリー系を採用し、視覚的にも衛生環境に配慮しました。

参考図面



発達障害者支援に関する取組について

(国立障害者リハビリテーションセンターとの連携)



資料5

目的	国立障害者リハビリテーションセンターとのぞみの園が包括的な連携のもと、発達障害者支援に関する課題に適切に対応し、その推進や普及・啓発等に資することを目的とする。	
連携事項	○ 発達障害者支援に関すること ○ 発達障害に関する調査・研究ならびに人材養成・研修に関すること ○ その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること	
連携会議の設置	連携事項を円滑に推進するため、国立障害者リハビリテーションセンター総長とのぞみの園理事長を中心とした、発達障害者支援に関する連携会議を設置	
専門会議の設置	連携会議の下に、実務者会議（ワーキングチーム）の位置づけとして専門会議を設置。	
連携協定の締結日	平成28年12月16日	

国立障害者リハビリテーションセンター

埼玉県所沢市

昭和54年、国立東京視力障害センター、国立身体障害センター、国立聴力言語障害センターの3施設を統合し、国立身体障害者リハビリテーションセンターとして設置された。

以来、障害者リハビリテーションを担う唯一の国立機関として、「病院・自立支援局・研究所・学院」という4つの組織が連携できる強みを一層活かし、障害の重度化や新たな障害への対応、運動・健康増進などといった時代の要請に対応している。また、発達障害情報・支援センターを運営し、発達障害に関する情報収集・分析を行うとともに、ご本人やご家族、全国の発達障害者支援機関などに対して普及啓発活動を行っている。



【 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携（取組）内容 】

	平成29年度における取組（実績）	平成30年度における取組（予定）
調査・研究 関係	○発達障害関連研修のあり方を検討する「発達障害情報分析チーム」へ職員を派遣 ○双方の研究等に研究分担者として参加 ・「障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究」（国立リハセンター） ・「強度行動障害に関する支援の評価及び改善に関する研究」（のぞみの園）	○発達障害関連研修のあり方を検討する「発達障害情報分析チーム」へ職員を派遣 ○調査・研究事業等への相互協力 ・のぞみの園で実施予定の強度行動障害や矯正施設退所者に関する研究について国立リハセンター職員への協力依頼 ・国立リハセンター研究所で実施予定の発達障害に関する調査研究について、のぞみの園へ調査等の協力依頼 ○研究内容に関する講師派遣
研修・養成 関係	○双方の研修会やセミナー等について、広報活動や職員を講師として派遣 ・国立リハセンター-ASD支援者連携セミナー」（講師派遣） ・「平成29年度自閉症支援専門研修会」（講師派遣） ・「強度行動障害支援者養成研修」（講師依頼） ・「日本発達障害学会第52回研究大会」（講師依頼） など ○実務研修のための職員派遣 ・精神科ショートケアの実施に伴い、国立リハセンターへ職員を実務研修	○双方の研修会やセミナー等について、広報活動や職員を講師として派遣 ・国立リハセンター-主催の発達障害臨床セミナーへの協力 ・国立リハセンター-学院研修への協力 ・のぞみの園主催の研修会等への協力 ・セミナーや研修会等のイベントの情報提供 ○交換研修の実施 ・国立リハセンター、のぞみの園相互の交換研修を現場ニーズに応じて実施
専門会議 の設置	○触・社会的リスクの高い発達障害者に関する専門会議 - 第1回 H29.06.20 場所：国立リハセンター - 第2回 H29.09.05 場所：のぞみの園 - 第3回 H30.01.15 場所：国立リハセンター ○強度行動障害に関する専門会議 - 第1回 H29.06.20 場所：国立リハセンター - 第2回 H29.09.25 場所：国立秩父学園 - 第3回 H30.12.19 場所：のぞみの園 ○双方の連携に関する専門会議 - 第1回 H29.06.20 場所：国立リハセンター - 第2回 H29.09.19 場所：のぞみの園 - 第3回 H30.01.23 場所：国立リハセンター	○国立リハセンターとのぞみの園の連携を積極的に行うため、発達障害に関する情報交換の場として、専門会議を設置する。 ・専門会議の内容については、現在、調整中 ※平成29年度の専門会議は、3分野に分けて事例検討会、勉強会、情報交換の場として実施。平成30年度は集約してひとつの専門会議とし、テーマを固定せず連携に係る課題等に関して幅広く対応することとする。

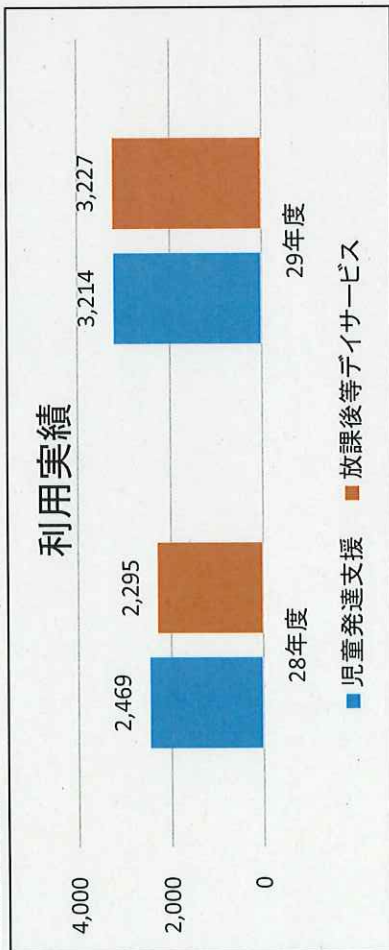
児童発達支援センター「れいんぼ〜」について

①名称・概要

事業名	児童発達支援センター「れいんぼ〜」 (児童発達支援・保育所等訪問支援)	放課後等デイサービス「れいんぼ〜」 (放課後等デイサービス事業)
事業の概要	通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うとともに、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設等への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設	学校通学中の障害児に対して、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進
定員	20名(登録児童数:83名)	20名(登録児童数:70名)
提供するサービス	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、保育所等を訪問し本人やスタッフへの支援等	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、小学校や特別支援学校等を訪問し本人やスタッフへの支援等
対象児童	発達障害のある児童等 ※2歳～6歳までの未就学児 ・早期療育(親子通園「きらら☆」)※2～3歳 ・療育(単独通園「にこにこ☆」)※3～6歳 ・療育(単独通園「ぴか☆」)※4～6歳	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児 ※小学生、中学生など

②利用実績

(単位:人)



※平成29年5月からの、児童発達支援センター化に伴い、これまで定員それぞれ10名で運営してきたものを、定員20名に拡大した。
平成29年度実績については、平成29年5月～平成30年2月までの人数を計上している。



児童発達支援センター「れいんぼ〜」外観図

就労継続支援事業B型「ふあいと」「らかん」

□「ふあいと」

- ・施設内で、きのこ栽培(しいたけ、きくらげ)を中心に作業している。
- ・販売先:高崎市内スーパー(3事業所8店舗)、叙々苑、高崎高島屋
- ・その他(イベントでの販売等)
- ・平均工賃20,507円。(群馬県平均17,088円)

生産品	27年度	28年度	29年度 (12月末現在)
しいたけ(XR-1、トムム)	24,036kg	22,390kg	16,836kg
きくらげ	4,896kg	3,160kg	1,810kg
きのこ栽培 合計	28,932kg	25,550kg	18,646kg
生産量の増減		-3,382kg	—
きのこ栽培 総売上	20,958,471円	21,948,920円	13,793,665円
総売上の増減		990,449円	—

□「らかん」

- ・高崎市羅漢町に開設した就労支援施設で、酒まんじゅうの製造・販売を中心に作業している。
- ・平成28年6月から外部有識者を招聘し新商品開発に取り組んでいる。
- ・平均工賃12,008円。(群馬県平均17,088円)

作業種	27年度	28年度	29年度 (12月末現在)
酒まんじゅう	2,961,259円	2,511,527円	2,306,820円
増減		-449,732円	—
受託作業	1,398,814円	507,667円	672,664円
増減		-891,147円	—



- 安定した収穫量の確保
- ・温度、湿度の管理
 - ・2次、3次発生の実施



販路拡大を図る

— 高崎オーパでの販売 —
高崎で人気のスイーツや各種名産品を集めた“高崎じまん”にて、乾燥しいたけ・きくらげ、酒まんじゅうを毎日販売しています。



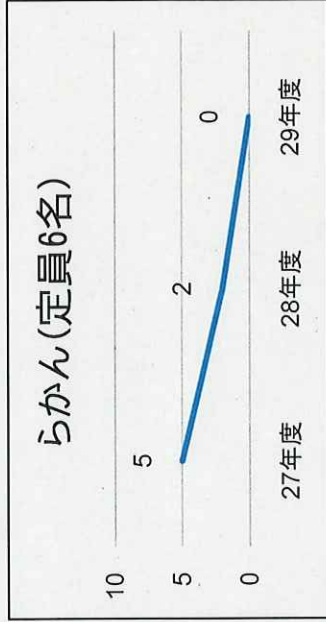
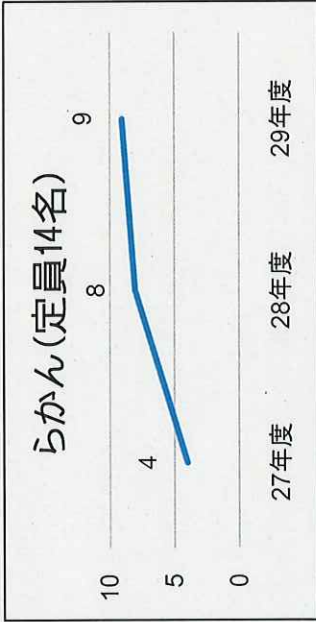
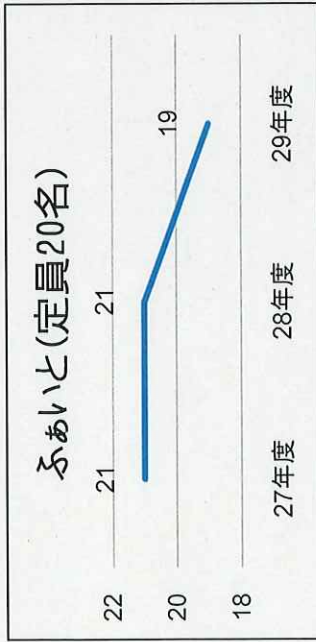
- 酒まんじゅうの販路の拡大
- 冷凍酒まんじゅうの通信販売や
インターネット販売の検討
- 大型ショッピングモールや
イベント等への出張販売

就労支援事業の契約状況

□提供する福祉サービス

係名	呼称	福祉サービス	事業形態	定員	活動内容
就労支援係	ふあいと	就労継続支援B型	単 独 事 業 所	20人	苺栽培、受託作業(2社)
	らかん	就労継続支援B型	多機能型事業所	14人	酒まんじゅう、受託作業(3社)
自立支援係	ちゃれんじ	就労移行支援	本 体 事 業 所	10人	就労訓練＝職場見学、体験、実習、受託作業(2社)
	らかん	就労移行支援	多機能型事業所	6人	一般就労に向けた訓練

□利用契約者(各年度末現在 単位:人)



＜現状＞

平成29年度末における利用契約状況は、すべてのサービスにおいて、定員割れの状態。



＜改善に向けた対策＞

特別支援学校生徒を対象に職場体験や、長期休暇を利用した体験学習を積極的に受け入れる。

特別支援学校が主催する懇談会や事業所説明会への参加及び、教職員や生徒の保護者を対象に、のぞみの園の施設見学を実施する。

平成29年度より新体制でスタートしました！

自立訓練(生活訓練)「とらい」 ※平成26年4月1日開設

- 目的：規則正しい生活習慣を身につけ、自立した生活を目指す。また、一般就労に向けた体力、社会的マナーを身につける。
- 訓練内容：個別プログラムに基づき、自立した生活を営むための訓練を実施。

就労移行支援事業「ちゃれんじ」 ※平成20年10月1日開設

- 目的：規則正しい生活習慣を身につけ、一般就労に必要な訓練を行い一般就労を目指す。
- 訓練内容：施設外就労支援実施開始に伴い、一般企業での体験、実習等を通して一般就労を目指す。
- 就労実績：これまでの一般企業への就職者は合計10人。
平成29年度の一般就労実績 2人(ハローワーク高崎(チャレンジ雇用)、老人介護施設)

□自立訓練＋就労移行支援の連携イメージ(例)

	現在	2年間(最長3年間)	2年間(最長3年間)	就職後
サービス	地域生活	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	フォローアップ
		生活習慣の改善(規則正しい生活) 自立した生活に向けた取り組み 就労に向けた意識付け	職業訓練、ビジネスマナー等の習得 職場見学、体験 職場実習、トライアル雇用	一般就労 自立した生活
関係機関	相談事業所 福祉事業所等	相談事業所 行政 医療 福祉事業所等	相談事業所 行政 ハローワーク 就業・生活支援センター 福祉事業所等	相談事業所 ハローワーク 就業・生活支援センター 福祉事業所等

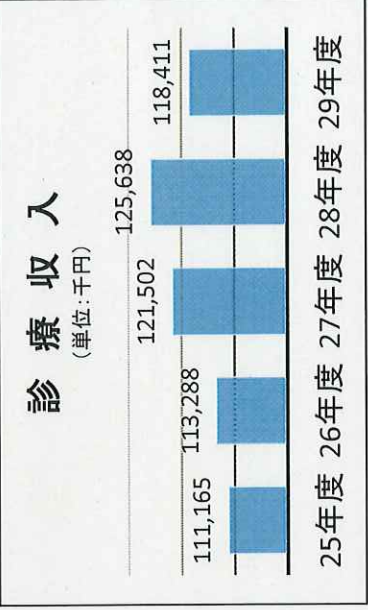
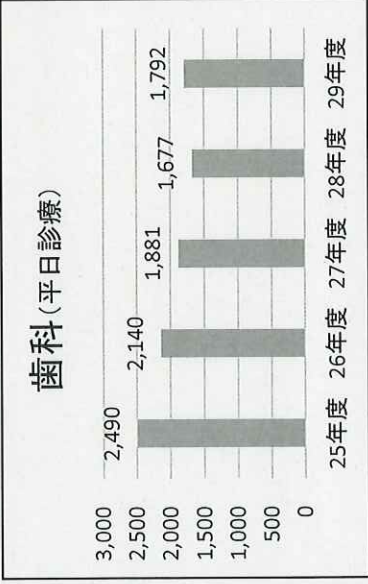
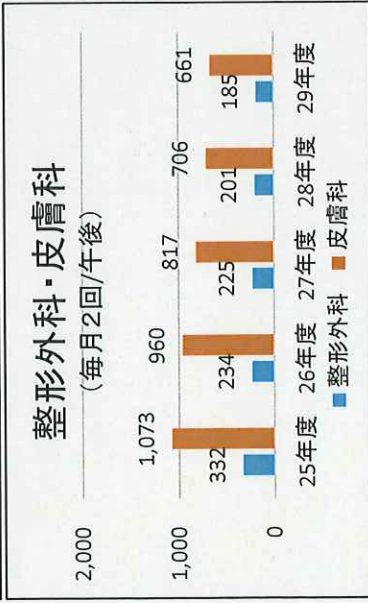
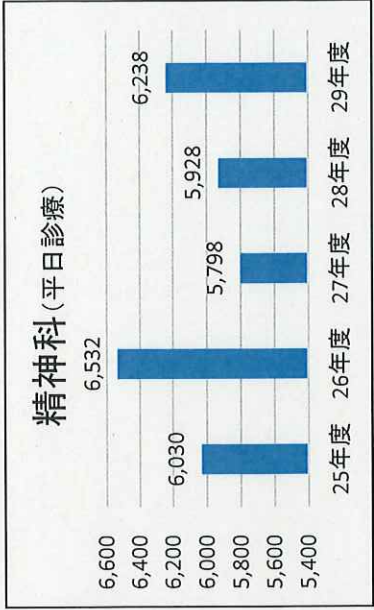
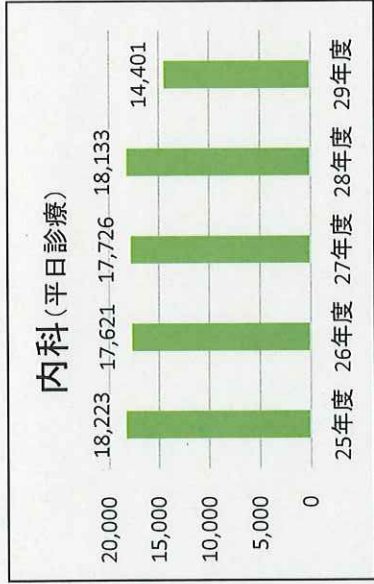
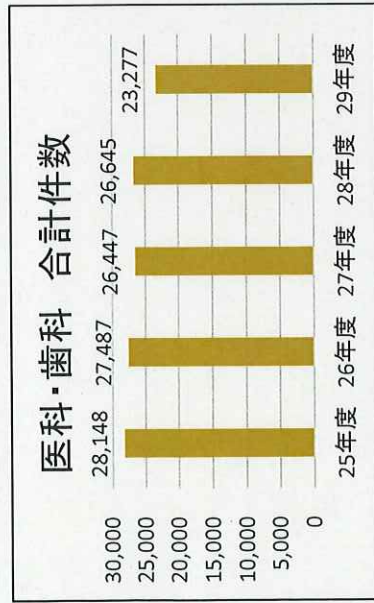


診療所の運営状況について

資料7

① 外来診療件数、診療収入の推移

※平成29年度については、推計値としている。



② 診療所機能の活用状況(新たにに取り組んでいる事業)

※地域の障害者を対象とした健康診断 平成29年度実績(2月末現在)

群馬県内の障害者施設から14名の健康診断を受入れた。

健康診断実施にあたっては、障害特性等を十分配慮した医療スタッフの対応に、依頼施設側の利用者及び関係者より好評であった。

平成30年度の目標

障害者支援施設を中心に、行政機関や医師会、相談支援センター等に対して、当診療所の健康診断について積極的な広報を行い、利用者の獲得を図る。年間120名の利用者数を目標とする。

※精神科ショートケア 平成29年度実績(2月末現在)

不登校・引きこもり児を対象に、社会参加のきっかけとなる場を提供。

平成29年7月末より実施し、32名の利用実績あり。

平成30年度の目標

毎週1回精神科ショートケアを実施し、年間200名の受入れを目標とする。

・施設利用者の高齢化対策「ミールサポート(摂食・嚥下障害支援)」「予防リハビリテーション」「定期的な骨密度測定」を実施

地域との交流

1. 第15回のぞみふれあいフェスティバル
2. のぞみの園ふれあいゾーンに「香りの樹木園」を整備しています
3. のぞみの園イルミネーションについて

平成30年3月12日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

1. 第15回のぞみふれあいフェスティバル

独立行政法人へ移行後、開かれた施設を目指し、地域交流の輪を広げることや知的障害者への理解を深めることを目的として、毎年実施している。

平成29年10月21日(土) AM10時～PM3時

※初の雨天開催で屋外イベントを文化センターに変更

○ステージイベント

- ・頼政太鼓
- ・沢入国際サーカス学校 等

○常設イベント

- ・のぞみしいたけ、酒まんじゅうの販売
- ・ふれあい御休所の開放及び「お茶会」開催
- ・協賛施設や地域商店及び個人による出店

○福祉イベント、展示

- ・のぞみの園見学ツアー
- ・地域障害者の作品展

○参加者

- ・施設利用者、役職員含め1,652名



2. のぞみの園ふれあいゾーンに 「香りの樹木園」を整備しています

日本植木協会（「みどり香るまちづくり企画コンテスト」協賛団体）より、74品種166本の香りの樹木の苗木が寄贈されました。

平成29年5月末、正門より約150mの三角形の土地に苗木を植栽しました。

今年度中に、車いすで散策可能な遊歩道及び四阿を整備する予定です。

のぞみの園ふれあいゾーンに新たな香り空間を演出します。



完成イメージ

3. のぞみの園イルミネーション

ふれあい香りガーデンとふれあい彩り広場が、光り輝く天の川や動物のオブジェに彩られる『のぞみの園イルミネーション』は、今年で5年目を迎えました。

市内各地のイルミネーションとして、高崎市広報や上毛新聞に取り上げていただきました。

☆点灯式：平成29年11月22日 17時開始

☆期 間：平成29年12月末日までの日没から20時まで

☆車いすでも散策いただけます

